

北海道立高等学校授業料、寄宿舎使用料及び通信教育受講料の免除及び徴収猶予取扱要領  
(平成元年4月1日教育長決定)

第1 免除の基準等

1 免除対象者

授業料及び通信教育受講料の免除対象者は次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 北海道立高等学校等専攻科修学支援金の支給要綱（令和2年6月25日教育長決定。以下「支給要綱」という。）第3条に定める専攻科支援金（支給要綱第7条に定める家計急変支援を含む。以下「専攻科支援金」という。）の受給対象とならない者
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に定める就学支援金及び北海道立高等学校等学び直し支援金の支給要領（平成26年5月21日教育長決定）第3条に定める学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の受給対象とならない者
- (3) 定時制の課程における学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）又は通信制課程の生徒であって、授業料又は通信教育受講料と北海道立高等学校等就学支援金の支給要領（平成26年3月31日教育長決定）第4条に定める就学支援金（以下「就学支援金」という。）及び学び直し支援金の合計額との間に差額が生じる者
- (4) 専攻科支援金の受給対象となる者であって、授業料と専攻科支援金の間に差額が生じる者

2 免除基準

- (1) 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号。以下「施行規則」という。）第11条第1項第1号又は第4号の規定において、授業料等の納付が困難となった場合とは、生徒の家庭が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - ア 年間総収入（賃金、給与、諸手当、失業給付、恩給、年金、利息収入等の合計額）が、年間生活所要額（年間生活基本額（別表1）、教育費所要額（別表2）、医療費及び災害復旧のために要する経費の合計額をいう。）を下回る場合
  - イ 事業所得者にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条に規定する市町村民税の所得割が課税されない場合
  - ウ 1の(3)に該当する者については、保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）に該当する者の全員のその前年度（7月から翌年3月までの間は、当該年度）分の道民税所得割額と市町村民税所得割額とを合計した額が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する額に満たない場合
- (2) 施行規則第11条第1項第3号において授業料等の納付が困難となった場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - ア 生徒が所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により所得税を納付しないこととなる場合で、その者を扶養する者がいないとき又は生徒を扶養する者が所得税法の規定により所得税を納付しないこととなるとき。
  - イ 生徒又は生徒を扶養する者が地方税法の規定により市町村民税を納付していな

い場合又は市町村民税の均等割のみ納付している場合

ウ 生徒を扶養する者が国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の納付を免除されている場合

エ 生徒と同一生計に属する者が児童扶養手当法（昭和36年法律238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている場合

オ 生徒と同一生計に属する者が就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）の規定により市町村から就学援助を受けている場合

### 3 免除額

免除期間における授業料、寄宿舎使用料又は通信教育受講料（以下「授業料等」という。）の全額を免除する。

ただし、単位制による定時制の課程の授業料（以下、この項において単に「授業料」という。）及び通信教育受講料については、授業料及び通信教育受講料を月額に換算した額（授業料及び通信教育受講料を定められた履修期間（月数）で除した額）を基礎として免除額を算出する。

また、1の(3)に該当する者については、授業料又は通信教育受講料と就学支援金及び学び直し支援金の合計額の差額を、1の(4)に該当する者については、授業料と専攻科支援金の差額を免除する。

### 4 申請手続

(1) 授業料等の免除を受けようとする者は、毎年4月20日までに授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除申請書（別記第1号様式）を道立高等学校長（道立中等教育学校長を含む。以下「校長」という。）に提出しなければならない。

なお、法第4条に定める就学支援金（法第4条を準用する学び直し支援金及び専攻科支援金を含む）の受給資格認定申請を行った者が、受給資格不認定通知等を受領してから30日以内に申請した場合は、期限内に申請があったものとみなす。

また、年度の中で免除の事由が生じた場合は、その都度申請することができるものとする。

(2) 前項の申請書には、2の(1)のウに該当する場合を除き、家庭状況申出書（別記第2号様式）及び次表に定める免除を受けようとする事由を証明する書類を添えなければならない。

免除事由	添付書類
施行規則第11条第1項第2号	市町村又は福祉事務所が発行する生活保護を受けていることを証明する書類
2の(1)のア	<ul style="list-style-type: none"><li>源泉徴収票（年末調整後のもの）、給与支払者の発行する給与証明書、市町村長の証明する所得証明書（別記第3号様式又は市町村の指定する書式）又は年金、恩給若しくは失業給付の証書の写し</li><li>世帯に療養を要する者がいる場合は医療費支払いの領収書</li></ul>

	又は支払証明書 ・災害に係る罹災証明書、災害復旧に要する見積書等 ・その他校長が必要と認める書類
2の(1)のイ	市町村民税徴収税額通知書の写し、市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
2の(2)のア	源泉徴収票（年末調整後のもの）又は税務署長が発行する納税（非課税）証明書
2の(2)のイ	市町村民税徴収税額通知書の写し、市町村長が発行する非課税証明書若しくは課税証明書又は個人番号カードの写し等（個人番号カード、個人番号通知カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し）
2の(2)のウ	社会保険事務所が発行する免除通知書の写し
2の(2)のエ	児童扶養手当証書の写し
2の(2)のオ	市町村教育委員会が発行する就学援助の決定通知書又は就学援助を受けていることを証する書類

- (3) 前項に定めるもののほか、2の(2)の各号に規定する事由で新規に免除申請する場合には、交通事故による死亡証明（別記第4号様式）又は交通事故による後遺障害の証明（別記第5号様式）を添付することとする。
- (4) 前2項に定めるもののほか、1の(2)に該当する者のうち、法第3条第2項第3号に該当する者は、当該事実を証明する書類を添付することとする。
- (5) 校長は、前2項の定めにより、個人番号カードの写し等の提出があったときは、管轄の教育局長あてに保護者等の道民税所得割額及び市町村民税所得割額を照会するものとする。
- (6) 教育局長は、前項により校長から照会があったときは、速やかに課税情報を取得し、校長に回答するものとする。

## 5 免除の決定

- (1) 免除の決定は、会計年度毎に行う。
- (2) 授業料等の免除を決定したときは、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除証（別記第6号様式）を申請者に交付する。
- (3) 授業料等を免除しなかったときは、申請者に対し免除しない理由を記載した文書により通知しなければならない。

## 6 免除の取消

- (1) 授業料等を免除されている者は、その免除の事由が消滅したときは、速やかに校長に申し出なければならない。
- (2) 校長は、前項による申出があったとき及び授業料等を免除されている者でその免除の事由が消滅したと認められるときは、これを取り消し、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除取消通知書（別記第7号様式）を本人に交付するものとする。
- (3) 校長は、2の(1)のウにより授業料を免除されている者が、就学支援金及び学び直し支援金を支給されなくなったときは、その免除の事由が消滅したものとし、これを取り消し、前項に定める通知書を本人に交付するものとする。

#### 7 免除者認定台帳の作成及び報告

校長は、授業料等を免除し、又は免除を取り消した時は、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除者認定台帳（別記第8号様式）を作成し、毎月5日までに管轄の教育局長に報告しなければならない。

### 第2 徴収猶予の事由等

#### 1 徴収猶予の事由

授業料等の徴収を猶予することができるのは、第1の2の免除基準に準ずる事由により一時的に授業料等の納付が困難であると校長が認めた場合とする。

#### 2 徴収猶予の申請手続

授業料等の徴収の猶予を受けようとする者は、その事由が生じた後速やかに、授業料・寄宿舎使用料徴収猶予申請書（別記第9号様式）を校長に提出しなければならない。

#### 3 徴収猶予の決定、取消及び報告

授業料等の徴収猶予の決定、取消及び報告については、第1の5、6及び7に定める免除の決定、取消及び報告の規定を準用する。この場合において「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除証（別記第6号様式）」とあるのは「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料徴収猶予証（別記第10号様式）」と「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除取消通知書（別記第7号様式）」とあるのは「授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料徴収猶予取消通知書（別記第11号様式）」と、読み替えるものとする。

### 第3 免除及び徴収猶予の始期等

#### 1 免除及び徴収猶予の始期

免除及び徴収猶予の始期は、学校において申請書を受理した日の属する月からとする。ただし、徴収猶予を受けている者が免除申請したときの免除始期は、徴収猶予の開始月からとする。

#### 2 免除及び徴収猶予の期間

免除及び徴収猶予の期間は、当該免除又は徴収猶予の事由が継続する間とし会計年度ごとに決定するものとする。ただし、施行規則第11条第1項第1号に該当する場合の免除又は徴収猶予の期間は、第1の5の(1)の規定にかかわらず、会計年度を越えて1年以内とすることができるものとする。

#### 3 取消による免除の終期

取消による免除の終期は、当該免除事由の消滅した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）とする。

#### 4 免除決定までの間の徴収猶予

- (1) 校長は、授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除申請書（別記第1号様式）を受理した場合において、当該申請書に第1の4の(2)、(3)及び(4)に定める証明書類等が添付されていないことを確認したときは、申請者に対し相当の期間を定めて証明書類等の提出を求めることとする。
- (2) 校長は、(1)に定める期間まで授業料等の徴収を猶予するものとする。
- (3) 校長は、(1)に定める期間の経過後も証明書類等の提出がない場合は、やむを得ない理由があるときを除き、免除の申請を却下するものとする。

#### 第4 教育局長との協議

授業料等の免除及び徴収猶予に関し、この要領により難しいときは、校長は、管轄の教育局長と協議すること。

##### 附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

(略)

##### 附 則（令和2年6月25日教育長決定）

- 1 この要領は令和2年6月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の日の前に免除申請を行った者に係る免除の基準等については、なお従前の例による。

##### 附 則（令和2年8月21日教育長決定）

この要領は、令和2年8月21日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

##### 附 則（令和5年6月22日教育長決定）

この要領は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

## 年 間 生 活 基 本 額

(単位 円)

家族構成	級地区分	1 級地	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
	寒冷 級地区分					
1 人	1 級地	2,344,323	2,135,513	2,084,383	1,911,753	1,860,493
	2 級地	2,343,643	2,134,833	2,083,703	1,911,073	1,859,813
	3 級地	2,343,283	2,134,473	2,083,343	1,910,713	1,859,453
2 人	1 級地	2,905,553	2,670,213	2,592,733	2,393,753	2,315,943
	2 級地	2,904,663	2,669,323	2,591,843	2,392,863	2,315,053
	3 級地	2,904,203	2,668,863	2,591,383	2,392,403	2,314,593
3 人	1 級地	3,467,903	3,206,043	3,102,223	2,876,713	2,772,333
	2 級地	3,467,013	3,205,153	3,101,333	2,875,823	2,771,443
	3 級地	3,466,553	3,204,693	3,100,873	2,875,363	2,770,983
4 人	1 級地	3,987,043	3,700,763	3,572,363	3,322,443	3,193,643
	2 級地	3,986,063	3,699,783	3,571,383	3,321,463	3,192,663
	3 級地	3,985,563	3,699,283	3,570,883	3,320,963	3,192,163
5人以上 1人増ごと	1 級地	486,920	463,330	441,100	417,570	395,210
2 級地						
3 級地						

注 1 級地区分は次による。

級地区分	市 町 村 名
1 級地	札幌市、江別市
2 級地－ 1	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、千歳市、恵庭市、北広島市
2 級地－ 2	夕張市、岩見沢市、登別市
3 級地－ 1	北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、七飯町、長万部町、江差町、京極町、倶知安町、岩内町、余市町、奈井江町、上砂川町、南富良野町、鷹栖町、東神楽町、上川町、東川町、新得町、占冠村、安平町、音威子府村、中川町、幕別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、日高町、浦河町、新ひだか町、音更町、芽室町、中札内村、陸別町、釧路町、弟子屈町、中標津町、標津町、羅臼町
3 級地－ 2	上記以外の町村

2 寒冷級地区分は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の寒冷地区分による。

別表 2

## 教育費所要額（一人当たり年額）

(単位：円)

区 分	小学生	中学生及び中等教育学校の前期課程の生徒	高校生(専攻科の生徒を除く。)及び中等教育学校の後期課程の生徒
一人当たりの所要額	110,320	184,810	207,584

注 高等学校及び中等教育学校の後期課程の入学に当たり、入学検定料及び入学料を要した場合は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）第5条第2項に定める額を加算する。ただし、転学又は編入学による場合は、この限りでない。

別記第1号様式

授業料・寄宿舍・通信教育受講料使用料免除申請書

令和 年 月 日

北海道 学校長 様

全日制 課程 科 学年 組  
定時制  
生徒 氏名  
保護者 氏名

授 業 料

次の理由により、寄宿舍使用料 を免除されるよう、北海道立学校条例施行  
通信教育受講料  
規則第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

免除を受けようとする理由（具体的、詳細に記載してください。）

授業料又は通信教育受講料の免除を申請する場合は、次のうち該当するものにチェックをしてください。※いずれかに該当しなければ免除の申請はできません。

- ① 専攻科支援金を受給していない（家計急変支援含む）、もしくは受給しているが授業料と専攻科支援金の間に差額が生じる（専攻科の生徒に限る）
- ② 高校既卒者である
- ③ 高校の在学期間が全日制36月（定時制・通信制48月）を超える
- ④ 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額（政令指定都市の場合は3/4を乗じる）の額が30万4,200円以上である
- ⑤ 他校（他課程）において就学支援金を受給している。
- ⑥ 授業料又は通信教育受講料と就学支援金及び学び直し支援金の合計額との間に差額が生じている。（北海道有朋高校に限る）

※①・④に該当する場合は、保護者等の市町村民税の課税標準額及び調整控除額を確認する書類又は専攻科支援金や就学支援金の認定結果が分かる書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式

家 庭 状 況 申 出 書									
家 庭 の 状 況	生徒 との 続柄	家族氏名	年齢	同居 の別 別居	職 業 (勤務先) ・ 学 校 名 (学 年)	収 入 の 状 況		備 考	
						給与等又は 事業収入 (年 額)	年金、失業 給付等の収入 (年 額)		
授業料、寄宿舎使用料、通信教育受講料納入者に対する他からの援助状況			有 無	年 間 援 助 額 円	生活保護給付の有無		有 無		
上記のとおり相違ありません。									
令和 年 月 日									
住 所 保護者 電話番号 氏 名									
<p>注1 「家庭の状況」欄は、生計を同じくする者全員について記載してください。</p> <p>2 生活保護法による被保護世帯については、「収入の状況」欄は記載する必要はありません。</p> <p>3 この書類には、収入を証明できる書類を添付してください。</p> <p>証明書類を添付できない場合は、次欄に提出予定日及びその理由を記載してください。</p>									
<p>○提出予定日 令和 年 月 日</p> <p>○理由</p>									
上記のとおり確認する。									
北海道 学校長 氏 名 印									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第3号様式

所得証明書

令和 年 月 日

申請者 世帯主氏名 印

住 所

生徒氏名

授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除申請書に添付するので、次の事項について証明してください。

単位 円

納税義務者氏名 (申請者記入)	〔 〕 年中の所得			配偶者控除・扶養控除した人員数	市町村民税の税額	
	給与所得 (給与収入)	給与以外の所得得	山林・利子所得得		所得割	均等割
				人		

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

市区町村長

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式

交通事故による死亡証明

生徒の氏名	
-------	--

1 死亡した保護者の氏名

2 生徒との続柄

3 死亡年月日

4 交通事故の年月日

5 交通事故の場所

上記のとおり交通事故により死亡したことを証明します。

令和 年 月 日

証明者の住所

証明者の氏名

印

証明者の職業又は勤務先

証明者の死亡者との関係

備考 1 この証明書は、医師、職場関係者等、当時の状況を承知している者の証明でもよいこと。

2 この証明書は初年度の申請時に限り提出すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第5号様式

交通事故による後遺障害の証明

生徒の氏名

1 後遺障害者の氏名 ( 年 月 日生)

2 生徒との続柄

3 交通事故による被災年月日 年 月 日

4 交通事故の場所

5 傷害の内容

(1) 傷害の箇所

(2) 傷害の程度 第 級

上記のとおり交通事故による後遺障害があることを証明します。

令和 年 月 日

証明者の住所

証明者の氏名



- 備考
- 1 この証明書は、医師、職場関係者等、当時の状況を承知している者の証明でもよいこと。
  - 2 この証明書は初年度の申請時に限り提出すること。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式

授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料免除証

全日制  
定時制

課程 科 学年 組

氏名

授 業 料  
寄宿舎使用料  
通信教育受講料

北海道立学校条例施行規則第11条の規程により、令和 年度

〔 第 期 月 から 第 期 月 まで 〕 を免除します。  
円 月間相当額

なお、免除事由が消滅した場合は速やかに申し出てください。

令和 年 月 日

北海道 学校長  
氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

申請→非認定の場合

令和 年 月 日

全日制 課程 科 学年 組  
保護者氏名 様  
生徒氏名 様

北海道〇〇〇〇高等学校長 〇〇〇〇

令和〇〇年度授業料免除について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあった授業料免除については、次の理由により免除  
できませんでしたので通知します。

記

認定できなかった理由

年間総収入が授業料免除基準に基づく年間生活所要額を上回っているため

申請者の年間総収入 円

年間生活所要額 円

申請→猶予→非認定の場合

令和 年 月 日

全日制 課程 科 学年 組  
保護者氏名 様  
生徒氏名 様

北海道〇〇〇〇高等学校長 〇〇〇〇

令和〇〇年度授業料免除について（通知）

令和〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあった授業料免除については、次の理由により免除  
できませんでしたので通知します。

なお、授業料については、令和〇〇年〇月分より納付していただくこととなります。

記

認定できなかった理由

市町村民税の所得割税が課税されているため

※ これまで徴収を猶予しておりました 〇月～〇月分の授業料『〇〇, 〇〇〇円』  
は、〇月〇〇日までに納付願います。

別記第7号様式

授業料・寄宿舍使用料・通信教育受講料免除取消通知書

全日制  
定時制

課程 科 学年 組

氏名

授 業 料  
寄 宿 舎 使 用 料  
通 信 教 育 受 講 料

北海道立学校条例施行規則第11条の規程により、令和 年度

〔 第 期 月 から 第 期 月 まで 〕 を免除していましたが、その  
円 月間相当額

事由が消滅したので〔 第 期 月 から 〕 の免除を取り消します。  
円 月間相当額

令和 年 月 日

北海道 学校長  
氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。



別記第9号様式

授業料・寄宿舍使用料・通信教育受講料徴収猶予申請書

令和 年 月 日

北海道 学校長 様

全日制 課程 科 学年 組  
定時制  
生徒 氏名  
保護者 氏名

授 業 料  
寄 宿 舎 使 用 料  
通 信 教 育 受 講 料

次の理由により令和 年度 第 期 月から第 期 月  
まで 当額 円 月間相  
の徴収を、令和 年 月 日まで猶予されるよう、北海道立学校条

例施行規則第13条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

徴収猶予を受けようとする理由（具体的、詳細に記載してください。）

---

---

---

---

- 備考 1 単位制による定時制の課程又は通信制の課程にあつては、学年及び組の記載は要しないものとする。
- 2 ( )内の記載は、単位制による定時制の課程にあつては下段を、その他の課程にあつては上段を使用するものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第10号様式

授業料・寄宿舎使用料・通信教育受講料徴収猶予証

全日制 課程 科 学年 組  
定時制  
氏 名

授 業 料  
寄 宿 舎 使 用 料  
通 信 教 育 受 講 料

北海道立学校条例施行規則第13条の規定により、令和 年度 の徴収を、令和 年 月 日まで  
〔 第 期 月から第 期 月まで 円 月間相当額 〕  
猶予します。

なお、徴収猶予の事由が消滅した場合は速やかに申し出てください。

令和 年 月 日

北海道

学校長

氏 名 印

- 備考
- 1 単位制による定時制の課程にあつては、学年及び組の記載は要しないものとする。
  - 2 ( ) 内の記載は、単位制による定時制の課程にあつては下段を、その他の課程にあつては上段を使用するものとする。
  - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第11号様式

授業料・寄宿舍使用料・通信教育受講料徴収猶予取消通知書			
全日制	課程	科	学年 組
定時制			
氏 名			
北海道立学校条例施行規則第13条の規定により、令和 年度		授 業 料	寄 宿 舎 使 用 料
〔 第 期 月 から 第 期 月 まで 〕 の徴収を、令和 年 月 日 まで		通 信 教 育 受 講 料	通 信 教 育 受 講 料
〔 円 月 間 相 当 額 〕		授 業 料	〔 第 期 月 円 月 間 相 当 額 〕
猶予していましたが、その事由が消滅したので、		寄 宿 舎 使 用 料	通 信 教 育 受 講 料
〔 円 月 間 相 当 額 〕 から 徴収の猶予を取り消します。			
令和 年 月 日			
北海道		学校長	
		氏	名 印

- 備考 1 単位制による定時制の課程又は通信制の課程にあつては、学年及び組の記載は要しないものとする。
- 2 ( ) 内の記載は、単位制による定時制の課程にあつては下段を、その他の課程にあつては上段を使用するものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。